

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年2月27日

【事業年度】 第17期(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

【会社名】 株式会社オンデック

【英訳名】 ONDECK Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保 良介

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区備後町三丁目4番1号

【電話番号】 (06) 4963 - 2034 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部マネージングディレクター 大西 宏樹

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区備後町三丁目4番1号

【電話番号】 (06) 4963 - 2034 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部マネージングディレクター 大西 宏樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
売上高 (千円)	811,815	778,759	1,339,199	826,656	1,665,082
経常利益又は経常損失() (千円)	137,487	36,362	213,421	199,455	367,388
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	89,482	22,791	151,316	152,756	239,075
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	372,722	372,722	372,722	372,722
発行済株式総数 (株)	2,481,000	2,863,500	2,863,500	2,863,500	2,863,500
純資産額 (千円)	551,818	1,120,054	1,271,320	865,142	1,104,182
総資産額 (千円)	879,426	1,330,166	1,774,963	1,024,348	1,680,168
1株当たり純資産額 (円)	222.42	391.15	443.98	331.02	422.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 () (円)	36.07	8.06	52.84	55.00	91.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	7.92	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.7	84.2	71.6	84.5	65.7
自己資本利益率 (%)	17.6	2.7	12.7	14.3	24.3
株価収益率 (倍)	-	276.4	26.7	-	11.8
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	25,422	7,737	347,109	509,445	411,155
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	41,914	23,131	4,090	77,716	90,015
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	75,541	503,985	34,346	268,113	46,631
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	594,273	1,067,389	1,376,062	520,787	888,558
従業員数 (人)	37	38	50	59	55
株主総利回り (%) -(比較指標：東証グロース市場250 指数) (%)	- (-)	- (-)	63.2 (74.1)	37.2 (66.9)	48.5 (60.1)
最高株価 (円)	-	7,330	2,267	1,634	1,432
最低株価 (円)	-	2,120	1,100	750	706

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 当社は、2020年12月29日付での東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、2020年12月28日を払込期日として、普通株式300,000株の公募増資を実施し、また当該公募増資に伴うオーバーアロットメントによる株式売出しに関連して、2021年1月26日を払込期日として普通株式82,500株の有償第三者割当増資を実施しております。
4. 当社は2020年5月29日付で普通株式1株につき100株、2020年10月30日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
第15期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
7. 第13期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
第16期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員及び人材会社からの派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第13期及び第14期の株主総利回り及び比較指標は、2020年12月29日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。第15期、第16期及び第17期の株主総利回り及び比較指標は、2021年11月期末を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価については、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
ただし、当社株式は、2020年12月29日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第15期の期首から適用しております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。

2 【沿革】

当社の代表取締役である久保良介と船戸雅夫が、中小企業のM & A支援を目的として2005年7月にオンデックを創業しました。2006年8月には、京都商工会議所が運営する「京商M & A市場」の立ち上げに参画し、同事業における認定アドバイザーとして承認を受けました。その後、2007年12月に株式会社オンデックを設立いたしました。

年月	概要
2007年12月	株式会社オンデック（大阪市天王寺区、資本金8百万円）を設立
2015年2月	東京都港区に東京オフィスを開設
2015年3月	業容拡大に伴い、本社を大阪府中央区に移転
2017年12月	業容拡大に伴い、東京オフィスを東京都千代田区に移転
2018年5月	帝国データバンクグループ（株式会社タケオホールディングス）を引受先とする第三者割当増資を実施（資本金100百万円）
2018年5月	Angel Bridge株式会社と資本業務提携を実施
2019年4月	業容拡大に伴い、東京オフィスを移転（東京都千代田区）
2020年12月	東京証券取引所マザーズに上場
2021年10月	業容拡大に伴い、本社を移転（大阪府中央区）
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行
2023年10月	業容拡大に伴い、東京オフィスを東京都港区に移転

3 【事業の内容】

当社が営むM&Aアドバイザー事業は、企業が買収や合併を行う際に譲渡希望者と買収希望者の仲介（以下「仲介形式」という）、またはいずれか一方のフィナンシャルアドバイザーとして助言（以下「F A形式」という）を行うものであり、国内中小企業が当事者となる市場を主たる事業領域としております。

なお、当社はM&Aアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

当社は「企業の成長と変革の触媒となり、道徳ある経済的価値を創出する。」ことを企業理念と考えております。M&Aは単なるマッチングではなく、その本質的な意義は2社以上の会社が1つのグループを形成し、企業の成長を実現させていくための手段であり、これを実現させるために当社が提供するアドバイザー業務はM&Aというプロジェクトの最適な推進を実現する「プロジェクト・マネジメント業務」と認識しております。M&Aの対象となる事業をそのビジネスモデルから深く理解し、自らが当事者の視点をもって業務にあたることで、M&Aの成約そのものは当然のこと、M&A後の事業の成功を見据えた利害関係者の調整や、各種論点の整理、課題への対応案の検討等を適切に行い、M&Aのプロフェッショナルとして、提供するサポート品質を高く維持・向上させること、即ち高品質なアドバイザーサービスの提供を徹底しております。

当社のM&Aアドバイザー事業は仲介形式とF A形式のいずれかで行われますが、売上の大部分を占める仲介形式の業務の流れは下記の通りです。なお、F A形式の場合は、下記の譲渡企業または買収企業的一方に対して、下記の図の記載のうち、その検討サイド（SELL SIDE又はBUY SIDE）に該当する工程を中心としたサービスの提供が行われることとなります。



(1) ソーシング・案件化フェーズ

当社は、譲渡希望者と秘密保持契約を締結し、入手した譲渡対象企業（一部の事業の譲渡の場合を含む）の情報からビジネスモデルの分析及び譲渡希望者のニーズを把握します。希望条件による譲渡を合理的に実現するための課題や論点を整理し、企業価値評価や最適ストラクチャ・譲渡スキームの検討を通して、M & Aの実現可能性を検討します。実現可能性がある当社が判断した場合には、当社内での受託承認プロセスを経て、譲渡希望者と提携仲介契約を締結します。

譲渡希望者との提携仲介契約締結を受けて、買収候補者への提案のため、譲渡対象企業の事業内容、事業特性、財務内容、譲渡条件等を取り纏め、企業概要書等のM & A検討用資料を作成します。

(2) マッチングフェーズ

譲渡希望者の希望条件、譲渡対象企業の事業内容をもとに、当社の社内データベースに蓄積された数十万の企業情報データや買収希望ニーズデータの検索、或いは当社の業務提携先企業への匿名情報（ノンネーム・シート）の共有等を通じて買収候補者を探索し、譲渡希望者の希望に沿い、かつ対象企業の企業価値を最大化しようと思われる買収候補者を選定し、匿名情報の範囲で関心の有無を打診します。

買収候補者が詳細情報の開示を希望する場合、当社は買収候補者と秘密保持契約を締結し、M & A検討用資料を提出します。買収候補者は、M & A検討用資料を精査したうえで、本格的な買収検討に進む場合には、当社内での承認プロセスを経て、譲渡対象企業の詳細に亘る情報資料集（インフォメーション・パッケージ）を提供し、当社の支援・調整のもと、譲渡対象企業の買収を検討するうえで必要なQ & Aを実施します。加えて、実際に譲渡対象企業の事業所や工場を視察いただくとともに、譲渡対象企業のオーナー経営者と面談を実施するなどして譲渡対象企業への理解を深めてもらい、買収の是非及びその基本条件等を検討いただきます。

買収候補者が買収に係る初期的な意思決定に至った場合、当社支援のもと、買収条件等を記載した「買収意向表明書」を作成いただき、譲渡希望者に対して提示します。

譲渡希望者は、買収候補者からの「買収意向表明書」を受領し、その受け容れ可否を検討します。複数の買収候補者から「買収意向表明書」が提出された場合は、受け容れ可否を検討すると共に、独占的に交渉を進める買収候補者を1社に絞り込みます。

(3) エグゼキューションフェーズ

独占的に交渉を進める1社が選定されれば、当社は買収候補者と提携仲介契約を締結し、当社の調整のもと譲渡希望者と買収候補者との間で、「買収意向表明書」に記載された条件を基に、基本的な譲渡条件について調整を行います。

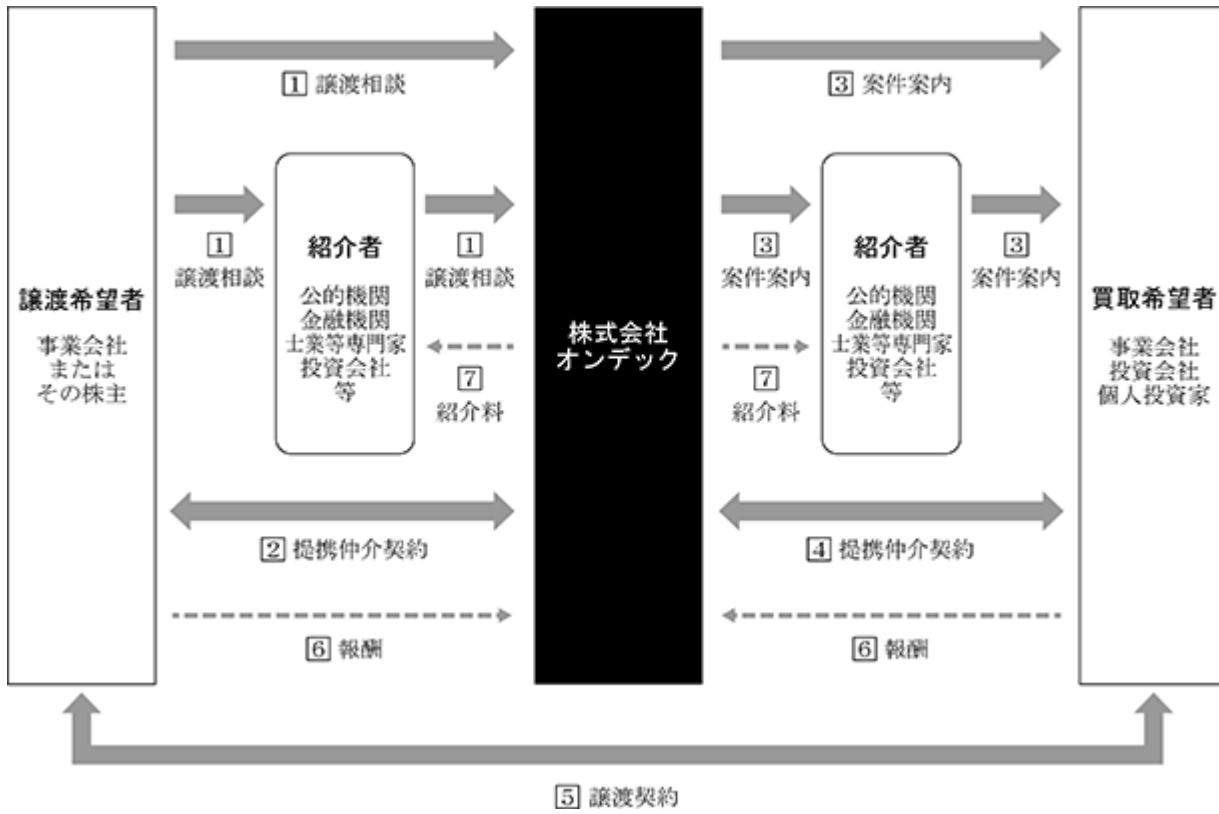
基本的な譲渡条件がまとまった段階で譲渡希望者と買収候補者との間で基本合意契約を締結していただきます。その後、買収候補者が譲渡対象企業に対してデューデリジェンスを実施し、譲渡対象企業のビジネスリスク、法務リスク、財務リスク等を調査し、その調査結果を踏まえて、譲渡希望者と買収候補者で最終的な条件交渉を行いますが、当社では買収候補者がスムーズなデューデリジェンスを実施できるよう環境を整備するとともに、客観的合理的見地から、最終的な条件調整を支援いたします。また、必要に応じてスキーム提案を行うなどして、双方の要望を満たす枠組みを提供し、M & Aが円滑に実現できるよう、プロフェッショナルとしての助言を行います。

最終的な譲渡条件が決定した段階で、当社が最終契約書（譲渡スキームが株式譲渡であれば株式譲渡契約書）及び付随して必要となる各種の関連ドキュメントの作成を行います。また、並行して利害関係者との調整や、譲渡後の新経営体制の発足に必要な各種の準備等、経営権の移転に伴い必要となる様々な課題について、その抽出と対応を当社が支援します。最終契約書の内容が確定しましたら、譲渡希望者と買収候補者との間でこれを締結します。最終契約書に規定される各種のクロージング・コンディション（実行の前提条件）の整備を支援し、これらが整えば、クロージング（譲渡の実行、対価の支払等）が行われ、M & Aにかかる一連の取引が完了します。これらの業務の完了に伴い、譲渡側と買収側の双方より成功報酬を受領いたします。

なお、当社は公的機関や金融機関、各種専門家など多様なネットワークからの紹介を通じて案件を受託しており、当社に譲渡希望者や買収希望者を紹介された結果、当社が成功報酬を受領することとなった場合には、当社は紹介者に対し、原則として紹介料を支払うこととなります。

〔事業系統図〕

当社の事業系統図は以下の通りであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
55	36.30	3.53	8,780

セグメントの名称	従業員数(名)
M & A アドバイザリー事業	37
全社(共通)	18
合計	55

- (注) 1. 従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇
用者数(契約社員及び人材会社からの派遣社員)は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略し
ております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、M & A アドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はして
おりません。なお、全社(共通)として記載している従業員数は、間接部門に所属する人数を記載してあり
ます。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休
業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象で
はないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営環境

当社は企業理念として「企業の成長と変革の触媒となり、道徳ある経済的価値を創出する。」ことを掲げております。また、企業ビジョンとして「企業の生産性を飛躍的に高める。その機会を提供するインベストメント・バンクとして、その実行を促進するアドバイザー・ファームとして、比類なき存在を目指す。」ことを目標としております。

企業は事業活動を通じて企業内に人材、設備、技術、信用、顧客等、固有の価値を蓄積していますが、「2024年版中小企業白書」によれば、全国の経営者の年齢分布に占める70代以上の割合が高止まりする一方で、40代以下の割合は減少傾向にあり、中小企業経営者の高齢化が進行しております。また、株式会社帝国データバンクが行った「全国「後継者不在率」動向調査（2024年）」によれば、回答者のうち後継者不在と回答した割合は2017年以降、徐々に低下しているものの50%以上という結果が継続しています。このことから、経営者の高齢化が進展しながらも後継者不在率は高水準を維持しており、事業承継の必要性が高まっていると言えます。こうした背景を受けて、中小企業庁は中小企業のM&Aの更なる促進を目的として2015年3月に「事業引継ぎガイドライン」、2020年3月に「中小M&Aガイドライン改訂の経緯」、2021年4月に「中小M&A推進計画」を公表し、中小企業のM&Aは着実に進展しつつあるとしたうえで、更なる促進を図る方針を掲げています。

当社は、M&Aは企業が事業活動を通じて蓄積した企業価値を他の第三者が引き継ぎ、発展させていくために、譲渡側、買収側が共に参画するプロジェクトであると考えており、本来的には、M&A実行後の事業の成功が、関係当事者にとって最も重要な目的のひとつであると認識しております。この目的を達成するためには、当事者及び利害関係者が相互に信頼関係を構築しつつ、最適なストラクチャを採用して当該取引が生む付加価値の最大化を図ることが必要であり、アドバイザーは高度な専門性をもって、M&Aにおける一連のプロセスを管理・実行することを適切にサポートすること（エグゼキューション）が必要となります。当社は、プロセスの一部としてのマッチングのみならず、M&Aの実行プロセス全般においてM&Aアドバイザー経験豊富な人材や、弁護士・公認会計士（米国公認会計士を含む）・税理士等の各種専門家が関与することにより、あらゆる面からM&Aにおける一連のプロセスをサポートできる総合力とその品質を追求することを業務推進における基軸としており、その企業規模を大きく拡大することで、より多くの顧客に対して、高品質のM&Aアドバイザーサービスの提供を図り、業界の健全な発展を牽引していきたいと考えます。

当社は、このような企業理念・企業姿勢に基づいて、顧客の企業価値を最大化するM&Aの実現を支援するため、当社が有している人材やノウハウを駆使して、案件の組成からクロージングに至るすべての工程において、常にクオリティを最重要視し、顧客に付加価値の高いサービスを提供することで、社会的責務を果たすとともに、当社自身の企業としての発展、成長を通じて、株主をはじめとするステークホルダーの方々に還元を行っていく方針であります。

(2) 対処すべき課題

社内体制の強化

当社は今後の更なる事業拡大のため、積極的な採用等により従業員を増加させていく方針ですが、組織規模の拡大に応じた更なる社内管理体制の強化・充実が重要な課題であると認識しております。そのため、管理部門や情報システム分野の強化、内部監査の定期的な実施、経営者及び従業員に対する研修の実施、監査役と内部監査及び会計監査人との連携等を通じて、社内管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

社会的信用力の向上

M & A は、中小企業にとって非常に高度な意思決定を伴う、経営における最高難易度の取組みのひとつであります。そのような重要な取組みの支援をお任せいただくためには、高い社会的信用力を備えることが必要となります。また、小規模・中小企業のM & A は、大きな成長市場と目されていることから、近年は多数の競合会社の新規参入が相次いでおりますが、提供されるサービスの品質水準は玉石混交であるのが現状です。そのような状況下で、専門的知識や経験、ノウハウを活かした高品質のM & A アドバイザリーサービスを追求し、提供することが、当社の社会的信用力の向上につながり、ひいては業界全体の健全な発展に資するものと考えております。そのために当社は、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）とOffJT（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）をミックスした効果的な人材育成体制の構築とその不断のレベルアップに注力するとともに、社内メンバー間において経験から得られた情報や知識（ナレッジ）を共有するしくみ等を整備することで、サービス品質の維持向上に努め、社会的信用力の向上につなげてまいります。

人材の確保と育成

当社は、上述のとおり、高品質なM & A アドバイザリーサービスの提供を目指しておりますが、そのためには専門性の高い経験豊富な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。

人材の育成体制の更なる強化を目指し、継続的な研修制度のブラッシュアップや採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、高品質なサービスを提供できる人材の育成に努めてまいります。

譲渡案件のソーシング・マッチング力の強化

高品質なM & A アドバイザリーサービスの提供が、当社が最も重要視する事項であり、その結果、過去に提供したサービス水準のクオリティに満足した顧客又はその支援者（金融機関、土業等専門家）からの紹介案件が多いことが当社の特徴であると考えておりますが、M & A アドバイザリー事業の持続的成長とその加速のためには、譲渡案件のソーシングとマッチング力の強化が必要であると認識しております。当社は、差別化要素であるM & A アドバイザリーサービスのクオリティの更なる向上と並行して、現在協業関係にある金融機関及び土業等専門家、経営コンサルタント、投資会社等との双方向連携の強化によって信頼関係向上を図り、優良案件の獲得を継続してまいります。

また、譲渡候補企業に直接アプローチを行う営業手法の拡充やWebプラットフォームの構築を図ることで、更なる優良案件の獲得とマッチング精度の向上を目指してまいります。

案件管理体制の構築

当社は、譲渡希望者の社内システムへの登録から案件化フェーズ、マッチングフェーズ、エグゼキューションフェーズに至る主要プロセスやサブプロセスにおける進捗、把握した課題及びその解決状況等を社内メンバーに適時に共有し、意見を交換することで総合力の発揮を図り、また、専門知識を活かすための適切な案件担当者の配置（アサインメント）とナレッジの共有を行うことで、高品質なサービスを均質的に提供しうる体制の整備を進めております。また同時に、これらの管理体制を充実させることで、成約率の向上や、クロージング時期を適切に把握できる体制の構築を目指しております。

当社は、週に一度の案件進捗報告と課題解決のための会議を行い、M & A案件の経験が豊富な経営陣に加え、各分野の専門家（公認会計士、弁護士等）より様々な観点から案件の進行プロセスやストラクチャ等に対する見解を出し合い、進捗状況の共有を行っております。併せて、案件毎に想定されるクロージング時期が適切か否かの見直しを行っておりますが、M & Aは譲渡企業にとっても買収企業にとっても重要な、高度の意思決定事項であることから、当社のコントロールが及ばない領域の諸要因により、スケジュールが当初計画に比して遅延する場合があります。

今後、更なる品質の維持向上と、生産性の向上による成約までの期間の短縮を目的とした機能分化を含む組織体制の変更など案件管理体制の強化を推進してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長と企業価値の向上を目標としており、経営指標として売上高と営業利益を重視しております。また、これらの経営指標に影響する成約件数、平均報酬単価、M & Aコンサルタント数の推移を把握し、これらの指標等を改善することで、売上高と営業利益が継続的に向上するための施策を講じております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「企業の成長と変革の触媒となり、道徳ある経済的価値を創出する。」ことを企業理念として、M & Aアドバイザー事業を通じて日本の中小企業における後継者不在問題の解消や生産性の向上に資することを目的に、クオリティを最重視した付加価値の高いM & Aアドバイザーサービスを提供することで、社会的責任を果たしていく方針であります。当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

ガバナンス及びリスク管理

当社は、全てのステークホルダーの皆様から常に信頼される企業であることを目指し、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営上の課題のひとつとして認識しております。サステナビリティ関連課題のガバナンスについては、経営会議において、事業運営に影響を及ぼすサステナビリティの観点を含むリスク・機会の識別・評価及び対処方針の立案を行い、その結果特定した重要なリスクと対処方法は、取締役会に報告し、取締役会はその管理・監督を行うこととしております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

戦略

当社が事業を運営していくことは、社会や環境が持続可能であることが前提であり、事業を通じて重要なサステナビリティ関連課題に対応していくことは重要な責務であると考えております。当社が行うM & Aアドバイザー事業はM & Aを通じて企業の後継者不在問題を解消し、また、企業の生産性向上に資するものであることから、日本経済の持続的な発展に寄与し、社会に貢献することができるものと考えております。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社が高品質なM & Aアドバイザーサービスを提供し、事業を持続的に成長させていくために、人材が最も重要な資本であると考えており、専門性の高い経験豊富な人材の確保と育成が不可欠と考えております。人材の確保については積極的な採用活動を実施し、当社の経営理念等に共感できる人材の採用を行う方針です。

人材の育成については、採用した人材の能力を最大限発揮できる人事諸制度の整備や企業文化の醸成に努めて参ります。また、コンプライアンス研修を含む諸々の社内研修の実施や、業務プロセスの標準化とOJT等の育成施策を組み合わせることにより、高い倫理観を持ち、かつ、高品質なサービスを提供できる人材の育成に努めてまいります。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び目標

当社では、人材の育成及び社内環境整備に関する指標及び当該指標を用いた目標を定めておりません。多様な人材が高品質なM & Aアドバイザーサービスを提供できる環境の構築にむけて、具体的な指標及び目標については検討を進めてまいります。

3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のものがあります。また、当社として必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項についても、投資者の投資判断、或いは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅したものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 競合

M & Aアドバイザー事業には、サービスを提供するために必要な許認可等の規制がなく、相対的に参入障壁は高くない事業であると判断しております。そのため、中小企業を中心としたM & Aにおいてアドバイザー事業を行う事業者は、大規模事業者だけでなく、小規模事業者、個人事業者（会計事務所、コンサルタント事務所等）等の競合が多数存在しており、今後も新規参入及び競合事業者間での競争が激化することが予想されます。

当社は競合事業者と差別化できる高い品質のサービスを実現するために、過去の経験から得られたノウハウの共有やコンサルタントの教育研修の実施、M & A実務経験者の積極的な採用を行っております。しかしながら、有力な競合事業者の参入等により競争環境が激化した場合に当社事業の収益性が低下することで、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) M & Aに関する許認可制度

当社が営むM & Aアドバイザー事業は、許認可制度や資格等による制限を受けておりません。しかしながら、今後、M & Aアドバイザー事業を行うことに対して、何らかの制限が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) M & Aに関する法的規制

M & Aに係る法的規制（金融商品取引法、会社法、税法等）の改正が行われた場合には、M & A市場に影響を与えることが考えられます。結果として、当社が営むM & Aアドバイザー事業を取り巻く環境が変化し、顧客のニーズも変化する場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) M & Aアドバイザー事業への依存

当社は、M & Aアドバイザー事業の単一事業を営んでおります。国内のM & A市場は中小企業経営者の高齢化にともなう事業承継や、ベンチャー企業のイグジット等の手段としてM & Aの活用が認知されてきたことを背景として、非常に堅調に推移していると考えております。しかしながら、経済情勢や事業環境の変化が生じ、M & A需要の急激な縮小等が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害等

当社は事業運営上の重要な情報の多くを、サーバーやクラウドシステム上にデータとして保管しております。大地震や台風等の自然災害に起因して、サーバーやクラウドシステムの利用が制限された場合や、当社の主要な事業拠点である首都圏や近畿圏に甚大な被害が発生した場合には、当社の事業活動に支障が生じて、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟

当社はコンプライアンス体制の整備に努めており、将来問題となる懸念のある事案については、都度、顧問弁護士と連携し、訴訟リスクに対しては細心の注意を払って業務を遂行しておりますが、何らかの要因により訴訟を提起される可能性があります。訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 小規模組織

当社は、2024年11月30日において従業員55名であり、組織規模に適合した内部管理体制を構築しております。当社は今後も事業の拡大や従業員の増加にあわせて、内部管理体制の強化を図る予定であります。急激な事業拡大に対して十分な人的・組織的対応が取れない場合には、事業運営に支障が生じて、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の獲得および流出

当社が営むM & Aアドバイザー事業の成長を図るためには、高度な専門知識と豊富な経験を持ったM & Aコンサルタントの確保・育成が重要であると考えており、優秀な人材の獲得と従業員の育成に重点的に取り組んでいます。しかしながら、今後計画通りに優秀な人材が獲得できない場合や社外への流出を防止できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報管理体制

当社が営むM & Aアドバイザー事業は、顧客の機密情報及び秘匿性の高い情報を取り扱っております。そのため、顧客から入手した情報や、顧客におけるM & A検討の事実が漏洩することがないように、情報セキュリティに関する社内規程を整備・運用・モニタリングするとともに、役職員への継続的な研修等を通じ、情報管理の徹底を図っておりますが、不測の事態等によって、企業情報や個人情報等が社外に流出した場合に、損害賠償の支払いや当社への信頼の失墜等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の顧客は、中小企業のみならず、上場企業やその子会社・関連会社等である場合があります。これらの情報を悪用し、インサイダー取引や、情報漏洩が行われた場合には、当社の事業運営への制限や信頼の失墜等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 案件不成立や進捗遅延による業績の変動

M & Aアドバイザー事業は、譲渡希望者と買収希望者の意向に従い、受託から成約までの業務が進められます。当社は常に専門家集団として高品質なM & Aアドバイザーサービスを提供するように努めることで、M & Aの成就のためのサポートを行っておりますが、成約に至らないケースも存在します。そして、個別の案件の手数料単価が高い場合には、当該案件の成否が業績に与える影響が大きくなります。当社は規模の拡大を図ること、即ち受託案件を増加させ、母数を大きくすることで、個別案件の業績全体への影響度の低減に取り組んでおりますが、手数料単価が高い複数の案件が成約・クロージングに至らなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、最終的に案件が成約に至る場合でも、譲渡希望者と買収希望者による条件交渉の難航や、各種デューデリジェンス等のプロセスが遅延する等により、当初スケジュール通りに進捗しないケースが存在します。その結果、当社が見込んでいた売上計上時期にずれが生じ、四半期決算や事業年度別の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 大株主および当社の代表取締役への依存

当社大株主であり代表取締役である久保良介および舩戸雅夫は当社の共同創業者であり、M & Aアドバイザー事業に関する豊富な経験と知識を有し、経営方針や事業戦略の立案・実行等の企業活動全般において重要な役割を果たしております。当社は事業運営を行ううえで優秀な人材の育成を図るとともに、権限の委譲を進めることで特定の個人に過度に依存しない事業体制の構築を進めておりますが、両名またはいずれか一方に何らかの理由により不測の事態が生じた場合、又は退任するような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、両名が保有する議決権の合計は59.6%であり、当社の大株主ですが、中長期的に一定の議決権比率を維持するとともに、議決権行使にあたっては少数株主の利益にも配慮しつつ株主共通の利益を追求する方針です。しかしながら、何らかの事情で当該株式を売却する等の理由により、両名の保有する株式数が減少し、議決権比率が低下した場合には、当社株式の市場価格や議決権の行使状況に影響を及ぼす可能性があります。さらに、特定の相手先へ当社株式の譲渡を行った場合には、当該譲渡先の方針によっては、当社の事業戦略等に影響を与える可能性があります。

(12) 配当政策

当社は財務体質の強化と事業の成長のための投資が重要であると考え、配当を実施しておりませんが、株主への利益還元は重要な経営課題と認識しております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、企業収益や個人消費の持ち直しなどを背景に日経平均が最高値を更新するなど堅調な動きが見られる一方で、円安や物価の上昇などもあり、先行き不透明なリスクもみられる状況が続いております。

当社が営むM & Aアドバイザー事業は、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化を背景とした後継者問題の深刻化や業界再編、あるいは企業成長の加速のための手法としてのM & Aが有力な選択肢として認知が進んでいることで、M & Aのニーズは高まっており、引き続き市場は堅調に拡大していくものと考えております。一方、市場の拡大に伴い、M & A支援機関に対してモラルや品質の向上を求める声が高まっております。中小企業庁による「中小M & Aガイドライン」の改訂や自主規制団体である「一般社団法人M & A仲介協会」（2025年1月1日より「一般社団法人M & A支援機関協会」に改名）の設立や自主規制ルールの公表など、官民が相互に連携した取組を推進することで、健全に市場が発展していくものと考えております。

このような事業環境下で、当社は公的機関や金融機関、各種専門家等の多様な業務提携先とのネットワークの更なる拡大、強化を図るとともに、これらの業務提携先と連携してセミナーなどを実施することでM & Aニーズの取り込みに努めるなど、営業活動を積極的に進めております。また、新たに事業投資部を設立し、2024年8月に第一号案件となる投資を実行するなどグローバルな高付加価値企業の輩出を目指して、成長性のある企業への出資及びハンズオンによる成長支援を積極的に行っていく方針です。

当社の当事業年度における成約件数は32件（前期27件）、大型案件の成約をうけて平均報酬単価が上昇したため、売上高は1,665,082千円（前期比101.4%増）となりました。売上の増加を受けて営業利益は367,009千円（前期は200,574千円の営業損失）、経常利益は367,388千円（前期は199,455千円の経常損失）、当期純利益は239,075千円（前期は152,756千円の当期純損失）となっております。また、新規受託件数は74件（前期は96件）となりました。

なお、当社は、M & Aアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比較して602,443千円増加し、1,401,708千円となりました。これは、主として現金及び預金が367,771千円増加したことや売掛金が335,170千円増加したことによります。

固定資産は、前事業年度末と比較して53,376千円増加し、278,459千円となりました。これは、主として投資有価証券が102,725千円増加した一方で、繰延税金資産が37,474千円減少したことによります。

この結果、当事業年度末の総資産は前事業年度末と比較して655,819千円増加し、1,680,168千円となりました。

（負債の部）

流動負債は、前事業年度末と比較して379,989千円増加し、516,853千円となりました。これは、主として未払金が176,724千円増加したことや未払法人税等が92,445千円増加したこと、未払消費税等が86,333千円増加したことによります。

固定負債は、前事業年度末と比較して36,790千円増加し、59,132千円となりました。これは、主として長期借入金36,672千円増加したことによります。

この結果、当事業年度末の負債合計は前事業年度末と比較して416,779千円増加し、575,985千円となりました。

（純資産の部）

純資産は、前事業年度末と比較して239,039千円増加し、1,104,182千円となりました。これは、主として利益剰余金が当期純利益の計上により239,075千円増加したことによります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は888,558千円であり、前事業年度末と比べ367,771千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は411,155千円（前事業年度は509,445千円の使用）となりました。これは主に売上債権の増加335,170千円があったものの、税引前当期純利益が357,388千円、未払金の増加176,724千円、未払消費税等の増加117,274千円、法人税等の還付45,631千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は90,015千円（前事業年度は77,716千円の使用）となりました。これは主に投資有価証券の取得112,725千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は46,631千円（前事業年度は268,113千円の使用）となりました。これは主に長期借入れによる収入50,000千円があったことによるものであります。

生産、受注および販売の状況

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当社はM & A アドバイザリー事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載はしていません。

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
M & A アドバイザリー事業	1,665,082	+101.4
合計	1,665,082	+101.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、相手先の名称又は氏名については、当社と顧客との各種契約において秘密保持条項が存在すること、顧客のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

相手先	第16期事業年度 (自2022年12月1日 至2023年11月30日)		第17期事業年度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
M & A 買収先 Z	-	-	258,219	15.5

2. 前事業年度の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績や状況に応じ合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りを行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載していません。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の状況の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は1,665,082千円で前期比101.4%の増加となりました。これは、成約件数が32件(前期27件)と前年同期と比較して増加したことや平均報酬単価が52,033千円(前期30,616千円)に上昇したことによるものであります。

(営業利益)

当事業年度の営業利益は367,009千円(前期は200,574千円の営業損失)となりました。これは主に売上の増加により売上総利益が増加したことによるものであります。

(経常利益)

当事業年度の経常利益は367,388千円(前期は199,455千円の経常損失)となりました。これは主に営業利益の増加によるものであります。

(当期純利益)

当事業年度の当期純利益は239,075千円(前期は152,756千円の当期純損失)となりました。これは主に経常利益の増加によるものであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境等の様々な要因が変動することによる影響を受ける可能性があることと認識しております。そのため、当社を取り巻く外部環境と内部環境の変化に留意しつつ、内部統制の強化や人材の確保と育成等により、経営成績に重要な影響を与えるリスクの発生を抑え、適切な対応を図ってまいります。

c. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の運転資金需要の主なもの、人材の獲得、維持にかかる人件費、業容拡大にともなう物件維持費、効率的なマッチングにより当社のサービスを向上させるためのシステム維持費等の営業費用であります。

当社としては、不測の事態も想定し、十分な資金を自己資金で確保しながら、必要に応じて銀行借入による調達を行う方針であります。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として売上高と営業利益を重視しております。また、これらの経営指標に影響する成約件数、平均報酬単価、M & A コンサルタント数の推移を把握しております。

当事業年度における売上高は1,665,082千円（前期比101.4%増）、営業利益は367,009千円（前期は200,574千円の営業損失）となりました。また、成約件数は32件（前期は27件）、平均報酬単価は52,033千円（前期は30,616千円）と増加した一方で、M & A コンサルタント数は35名（前期は43名）に低下いたしました。これらの指標につきましては今後も増加させるよう努めてまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は400千円であり、その主な内容はオフィス設備の取得によるものであります。

当社はM & Aアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

2024年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (大阪市中央区)	業務施設	12,405	2,719	163	15,288	35
東京オフィス (東京都港区)	業務施設	31,219	5,846	-	37,065	20

- (注) 1. 当社はM & Aアドバイザー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は64,860千円であります。
4. 臨時雇用者数(契約社員及び人材会社からの派遣社員)は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年2月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,863,500	2,863,500	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,863,500	2,863,500	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2025年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 2
新株予約権の数(個)	3,306(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 99,180(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,589(注)2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2030年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,589 資本組入額 795
新株予約権の行使の条件	(1) 権利行使時においても、当社または当社子会社あるいは当社関連会社の取締役、監査役、役員及び従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2024年11月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末日(2025年1月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式30株とする。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の取得事由
- ア. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得する。
4. 2020年10月29日開催の取締役会決議により、2020年10月30日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年5月29日(注)1	81,873	82,700	-	100,000	-	8,000
2020年10月30日(注)2	2,398,300	2,481,000	-	100,000	-	8,000
2020年12月28日(注)3	300,000	2,781,000	213,900	313,900	213,900	221,900
2021年1月26日(注)4	82,500	2,863,500	58,822	372,722	58,822	280,722

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものです。

2. 株式分割(1:30)によるものです。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,550円

引受価額 1,426円

資本組入額 713円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,426円

資本組入額 713円

割当先 野村證券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2024年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	11	25	11	-	862	910	-
所有株式数（単元）	-	4	441	5,247	227	-	22,693	28,612	2,300
所有株式数の割合（%）	-	0.01	1.54	18.34	0.79	-	79.31	100.00	-

（注）自己株式 249,965株は、「個人その他」に 2,499単元、「単元未満株式の状況」に 65株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
久保 良介	大阪市天王寺区	778,900	29.80
船戸 雅夫	奈良県奈良市	778,900	29.80
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1-4-10	196,600	7.52
株式会社ペイフォワード	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ21F	150,000	5.74
株式会社タケオホールディングス	東京都港区南青山2-5-20	81,000	3.10
オンデック従業員持株会	大阪市中央区備後町3-4-1 備後町山口玄ビル3F	49,316	1.89
8G HOLDINGS株式会社	大阪市西区南堀江1-26-27	32,500	1.24
上田八木短資株式会社	大阪市中央区高麗橋2-4-2	23,300	0.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	21,168	0.81
有限会社堀田ビジネス商会	愛知県名古屋市西区枇杷島5-23-1	16,000	0.61
計	-	2,127,684	81.41

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 249,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,611,300	26,113	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	2,300	-	-
発行済株式総数	2,863,500	-	-
総株主の議決権	-	26,113	-

(注) 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式 65株が含まれております。

【自己株式等】

2024年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オンデック	大阪市中央区備後町3-4-1	249,900	-	249,900	8.73
計	-	249,900	-	249,900	8.73

(注) 上記のほか、単元未満株式 65株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	38	35
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	249,965	-	249,965	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来、配当は実施しておりません。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。また、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「企業の成長と変革の触媒となり、道徳ある経済的価値を創出する。」を企業理念として掲げており、顧客、株主、提携先、従業員、投資家や地域社会等、全てのステークホルダーの皆様から常に信頼される企業であることを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営上の課題のひとつとして認識しております。そして、組織体制を強化しつつ、経営の健全性、透明性、効率性を高め、持続的な成長を目指すことを基本方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関の内容

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行うことが可能な体制としております。当社の取締役会は、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の報告を行う場としても重要であると位置づけており、取締役相互の職務執行状況を監督するほか、社外取締役は企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営に助言と監督を行っております。また、全ての監査役が出席することで取締役の業務執行の状況を監査できる体制としております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、独任機関である監査役が実効性のある監査を機動的に行うことができる体制としております。監査役は、それぞれ企業経営経験者、弁護士、公認会計士・税理士であり、それぞれの豊富な経験と高い専門性を活かして監査を実施しております。監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、常勤監査役は取締役会以外にも、経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど、常に取締役の業務執行の状況を監視できる体制としております。

また、内部監査担当者との日常的なコミュニケーションに加え、会計監査人も含めた三様監査を重視し、三者間ミーティングを行うことで連携し、監査機能の維持向上を図っております。

c. 会計監査人

当社は、第17期の会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

なお、「(3) 監査の状況 会計監査の状況 g 会計監査人の異動」に記載のとおり、2025年2月26日開催の定時株主総会において、太陽有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任しております。

d. 経営会議

経営会議は、常勤取締役と経営企画室ディレクターで構成されており、監査役は構成員ではないものの、出席して意見を述べることもしております。また、経営会議は原則として毎月1回開催しておりますが、常勤監査役は全ての経営会議に出席して意見を述べております。当社の経営会議では、取締役会の議案と報告事項の審議のほか、重要な経営課題の検討及び各取締役の業務執行の状況を報告しております。

e. リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、経営企画室ディレクター及び管理部マネージャー職を委員として構成し、常勤監査役も出席のもと、四半期に1度開催しております。リスクマネジメント委員会は当社に物理的、経済的又は信用上の不利益や損失を生じさせる可能性のある事象をリスクとして広範な検討を行い、重要性の高いリスクを洗い出したうえで、具体的な対応策を検討しております。

f. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、経営企画室ディレクター及び管理部マネージャー職を委員として構成し、常勤監査役も出席のもと、四半期に1度開催しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関連する規程の制定・改廃の立案、役職員に対するコンプライアンス研修計画の策定と実施を含んだコンプライアンス推進、コンプライアンス違反行為等の有無を確認し該当がある場合には対応について協議を行うこととしております。

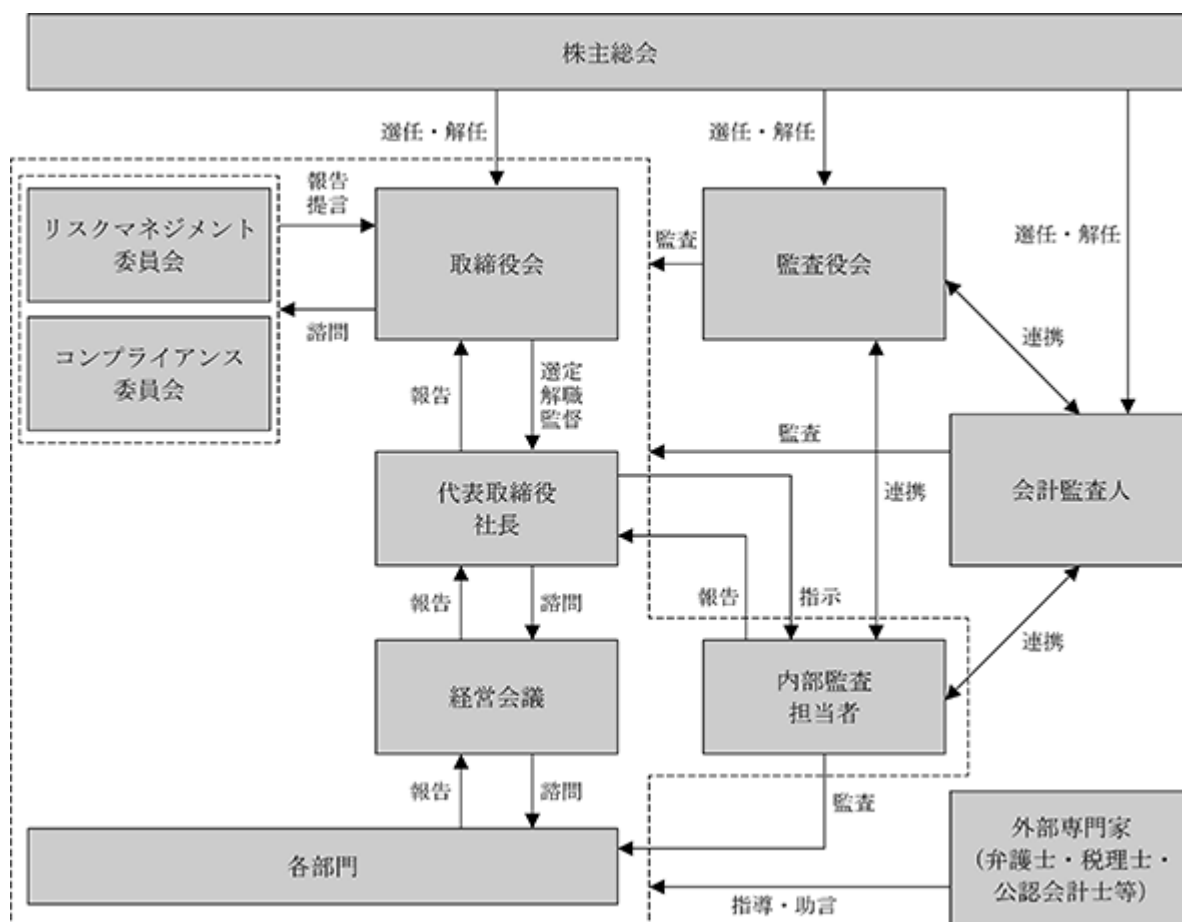
当社の取締役会及び監査役会、経営会議等は、以下のメンバーで構成されております。（ は議長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスクマネジメント委員会	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	久保 良介					
代表取締役副社長 提携推進部マネージングディレクター	船戸 雅夫					
取締役 東京オフィス長兼 M & Aアドバイザー部 マネージングディレクター	山中 大輔					
取締役 管理部マネージングディレクター	大西 宏樹					
取締役（社外）	山根 太郎					
常勤監査役（社外）	村田 健一郎	1		2	2	2
監査役（社外）	森山 弘毅	1				
監査役（社外）	野村 政市	1				
経営企画室ディレクター兼 コンサルティング部ディレクター	忝藤 章範					
管理部財務経理グループマネージャー	星野 亜季					

1 取締役会の出席義務により出席しております。

2 オブザーバーとして出席しております。

ロ 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概況図



八 当該体制を採用する理由

当社は事業内容及び会社規模に鑑み、「ロ 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概況図」に記載のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会では経営に関する社外取締役からの意見も取り入れながら、活発な議論が行われており、取締役相互に監視機能の発揮がなされています。

監査役会を構成する各監査役3名は、全て社外監査役としており、監査体制の強化を行っております。また、それぞれの専門性を活かしながら取締役の職務執行に対し厳正な監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人とも情報の共有と連携を行うよう努めております。

これらの各機関が相互に連携・牽制を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが可能になると判断し、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2020年9月15日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社が企業としての社会的責任を果たし、職務の遂行が適法かつ適切であることを確保するため、企業理念・ビジョン・行動原理を掲げ、具体的な行動指針を規定しこれを遵守するとともに、社内に浸透させるための施策を継続的に実施する。
 - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、規程に基づき会社運営を行う。
 - ・取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に従い各取締役が職務を遂行していることを監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席する等の方法により、取締役の職務執行を監査する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
 - ・営業秘密の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「情報管理規程」、「情報システム管理運用規程」及び「個人情報取扱規程」並びに「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の危機回避及び危機が発生した場合における被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント体制の構築に努める。
 - ・「リスクマネジメント委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
 - ・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策等の検討を行い、取締役会との速やかな連携を図り、事態の早期解決に努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、事業年度の経営方針、計画を定めこれらに基づき職務を執行・結果分析と対応方法の検討などを円滑に実施する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社が企業としての社会的責任を果たし、職務の遂行が適法かつ適切であることを確保するため、企業理念・ビジョン・行動原理を掲げ、具体的な行動指針を規定しこれを遵守するとともに、社内に浸透させるための施策を継続的に実施する。
 - ・使用人は「コンプライアンス規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。
 - ・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
 - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人の職務が円滑に行われるため、当該使用人の業務の遂行、業務量、人事評価等の体制整備に努めるとともに、当該使用人の人選、人事異動、人事評価及び懲戒等については監査役会と事前に協議し、同意を得ることとする。
- g. 監査役の使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 当該使用人は監査役の指揮命令下に置き、労務管理を行うものとし、その人事についても監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ・ 監査役は取締役会のほか、重要会議への出席を通じて取締役及び使用人からの報告を受ける。
 - ・ 監査役と内部監査との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請する。
- i. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役に対して通報等を行った者は、そのことを理由としていかなる不利益な取扱いを受けない旨、内部通報規程により規定し、社内ポータルページにてその旨を記載・周知することを徹底する。
 - ・ 監査役は通報等を行った者が不利益な取扱いを受けないことが確保されているかを確認する。
- j. 監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求した時は、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものでないことと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- k. その他監査役がその職務を遂行するために必要な体制
- ・ 取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ・ 内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
 - ・ 取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携を図る環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ・ 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- l. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
- ・ 「反社会的勢力対策規程」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備・確立する。
 - ・ 反社会的勢力排除に対する対応方法については「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、役職員に対する周知を行い、暴力追放運動推進センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した責任者を配置するとともに、万一不当要求等が生じた際には所管警察や顧問弁護士等と協力し、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

m. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定しております。また、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討しております。また、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行うとともに、「内部通報規程」を制定し、弁護士を窓口とする社外通報窓口及び社内通報窓口を設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

ハ 取締役及び監査役の員数

当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

二 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議により行っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としたものです。

b. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に柔軟に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としたものです。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的としたものです。

ト 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役的全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

チ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の役員等（取締役、監査役及び管理職従業員）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

なお、当該役員等賠償責任保険契約によっても被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因するものや、犯罪行為と認識しながら行った行為等に起因する賠償責任については補填の対象としないこととしております。

リ 取締役会の活動状況

取締役会は、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の報告を行う場としても重要であると位置づけ、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、決算、予算、関連当事者取引を含む重要な取引、重要な規程の改廃、会社役員賠償責任保険等について審議・決議を行いました。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

なお、当社は指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するものは設置しておりません。

地位	氏名	取締役会の出席状況
代表取締役社長	久保 良介	100%（15回/15回）
代表取締役副社長	船戸 雅夫	100%（15回/15回）
取締役	山中 大輔	100%（15回/15回）
取締役	大西 宏樹	100%（15回/15回）
社外取締役	谷井 等	100%（4回/4回）
社外取締役	山根 太郎	91%（10回/11回）

- （注）1．谷井等氏は2024年2月22日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されたので、在任中に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- 2．山根太郎氏は2024年2月22日開催の第16回定時株主総会において新たに取締役に選任されたので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	久保 良介	1976年5月9日	1999年4月 ㈱ジェーシーピー入社 2001年9月 松田産業㈱ 入社 2005年7月 船戸雅夫と共にM&Aアドバイザー事業を立ち上げ 2007年12月 当社設立 代表取締役 就任 2014年12月 当社代表取締役社長 就任(現任)	(注)3	778,900
代表取締役副社長 提携推進部マネージング ディレクター	船戸 雅夫	1977年2月28日	1999年4月 ㈱ジェーシーピー入社 2000年8月 大西賢㈱入社 2005年7月 久保良介と共にM&Aアドバイザー事業を立ち上げ 2007年12月 当社設立 代表取締役 就任 2012年4月 関西学院大学商学部非常勤講師 就任 2014年12月 当社代表取締役副社長 就任 2019年6月 当社代表取締役副社長 M&Aアドバイザー第1部長 就任 2019年12月 当社代表取締役副社長 M&Aアドバイザー 第1部マネージングディレク ター 就任 2024年5月 当社代表取締役副社長 提携推進部マネージングディレク ター 就任(現任)	(注)3	778,900
取締役 東京オフィス長 兼 M&Aアドバイザー部 マネージング ディレクター	山中 大輔	1979年5月9日	2003年4月 大和証券㈱ 入社 2006年6月 ソフトバンク・インベストメント ㈱(現 SBIインベストメント ㈱) 入社 2015年3月 当社取締役東京オフィス長 就任 2019年6月 当社取締役東京オフィス長兼M& Aアドバイザー 第2部長 就任 2019年12月 当社取締役東京オフィス長兼M& Aアドバイザー 第2部マネージングディレク ター 就任 2024年5月 当社取締役東京オフィス長兼M& Aアドバイザー部マネージング ディレクター 就任(現任)	(注)3	
取締役 管理部 マネージング ディレクター	大西 宏樹	1978年7月25日	2001年4月 有限会社大西道具店 入社 2005年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2019年7月 当社取締役管理部長 就任 2019年12月 当社取締役管理部マネージング ディレクター 就任(現任) 2024年8月 大勝フーズ㈱ 社外取締役 就任(現任)	(注)3	11,160

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山根 太郎	1983年7月15日	2008年4月 伊藤忠商事 入社 2014年4月 (株)サンワカンパニー(現 (株)ミラ タップ) 入社 2014年6月 (株)サンワカンパニー(現 (株)ミラ タップ) 代表取締役社長 就任(現任) 2021年12月 (株)グッドニュース 社外取締役 就任(現任) 2024年2月 当社社外取締役 就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	村田 健一郎	1955年1月23日	1979年4月 (株)日本興業銀行(現 (株)みずほ銀 行) 入行 2001年3月 同行国際融資部副部長 2002年3月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行)国際営業 部次長 2004年4月 第一化成(株) 取締役常務執行役員管理本部長 就任 2006年7月 (株)TSUTAYA(現 カルチュア・コ ンビニエンス・クラブ(株))入社 (株)すみや(現 カルチュア・コ ンビニエンス・クラブ(株))へ出向 2007年6月 同社 取締役管理部門管掌兼財務 グループリーダー 就任 2011年1月 オプトレックス(株)(現 京セラ (株)) 入社 2011年3月 同社 取締役経営企画室長兼經理 部管掌 就任 2012年3月 エルナー(株) 入社 2013年9月 エルナーエナジー(株)(現 エル ナー(株)) 代表取締役社長 就任 2015年3月 エルナー(株) 取締役執行役員経営 企画部長 就任 2016年3月 同社 取締役上席執行役員経営企 画部長 就任 2018年6月 同社 顧問 就任 2018年12月 当社常勤監査役 就任(現任)	(注)4	1,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	森山 弘毅	1974年7月16日	2000年10月 2008年8月 2009年4月 2013年1月 2019年12月 西村総合法律事務所 入所 RHJインターナショナル・ジャパン 入社 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） 入所 野村総合法律事務所 入所（現任） 当社監査役 就任（現任）	(注) 4	-
監査役	野村 政市	1960年11月30日	1984年10月 1991年4月 2003年1月 2012年3月 2012年7月 2020年5月 朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 入社 野村公認会計士事務所 開設 代表 就任（現任） 誠光監査法人 代表社員 就任（現任） ㈱ナード研究所 監査役 就任（現任） 朝日大阪税理士法人（現 朝日税理士法人） 代表社員 就任（現任） 当社監査役 就任（現任）	(注) 4	-
計					1,570,560

- (注) 1. 取締役山根太郎は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役村田健一郎、監査役森山弘毅及び監査役野村政市は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2024年2月22日開催の定時株主総会終結のときより2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
4. 監査役の任期は2024年2月22日開催の定時株主総会終結のときより4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役である山根太郎は、長年にわたる上場企業の経営者として培った豊富な知識と経験を有しており、社外取締役として経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘、意見を述べるなど、取締役会の適正な意思決定を確保するために社外取締役としての役割を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社と役員の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は3名であり、当社と役員の間には人的関係、重要な資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外監査役村田健一郎は当社株式を1,600株保有しております。社外監査役である、村田健一郎は銀行での企業金融の経験に加え、経営者として、また、管理部門の責任者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外監査役である森山弘毅は、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役である野村政市は、公認会計士・税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。いずれも社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。

社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部マネージングディレクターが窓口となって、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、取締役の職務執行を監督及び監査するために必要な情報が把握できる体制としております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定められておりませんが、選任にあたっては会社法及び株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、高い専門性や豊富な経営経験を有していること等の検討を行っております。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、会計監査人からの各種報告書等についての報告を管理部マネージングディレクターから受けております。

社外監査役は、監査役全員が会計監査人から監査計画の説明や監査結果の報告を受けるとともに、適宜ディスカッションを行っております。また、常勤監査役は内部監査担当者と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、相互に連携を図っており、その結果は非常勤社外監査役に監査役会等において報告されております。

社外取締役と社外監査役は、社外役員としての機能をより効果的かつ効率的に発揮するため、社外役員が相互に情報共有や意見交換を行う機会を設け相互に連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社としており、監査役は3名の社外監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）を選任しております。監査役会は毎事業年度立案する監査計画に基づき、監査役は取締役会を含む社内の重要会議への出席のほか、取締役および従業員からの事業の運営状況の聴取等を通じて、取締役の経営判断や職務遂行の状況を監査しております。

また、毎月1回開催する定例監査役会において、監査状況について監査役相互の情報共有を行うとともに、内部監査担当者や会計監査人とのディスカッション等を行うことで監査の実効性の向上を図っております。なお、監査役野村政市氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役の活動として、取締役及び各部門の担当者との面談や重要書類の閲覧を通して社内の情報収集に努め、内部統制システムの整備・運用の状況を監視・検証するとともに、各監査役間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

監査役会における具体的な検討事項として、監査の方針や監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行及び経営判断の適切性、法令遵守及びリスク管理の状況、予算統制の状況、労務管理の状況、重要な事業所の実地監査、会計監査人監査の相当性及び報酬の適切性、監査報告の作成等であります。当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次の通りであります。

地位	氏名	監査役会の出席状況
常勤監査役（社外）	村田 健一郎	100%（14回/14回）
社外監査役	森山 弘毅	100%（14回/14回）
社外監査役	野村 政市	100%（14回/14回）

内部監査の状況

当社は内部監査室を独立した組織として設置しておらず、代表取締役が任命した内部監査担当者を2名配置しております。内部監査規程に基づき、年度計画に沿って、当社の組織・制度及び業務活動全般の監査を実施し、定期的に常勤監査役と情報共有と意見交換を行っており、監査結果は取締役会、代表取締役社長及び監査役並びに被監査部門の責任者に報告が行われます。改善指示事項が存在する場合には、改善状況の確認のためのフォローアップ監査を実施することとしております。また、内部監査担当者は内部統制の整備及び運用状況の評価も行っており、監査役及び会計監査人との情報交換を行うことで、相互連携によりその実効性の向上を図るとともに、評価結果等については取締役会、代表取締役社長及び監査役に報告しております。なお、内部監査担当者はそれぞれ経営企画室、管理部を兼任しているため、兼任部署の内部監査は別の内部監査担当者を行うことにより、自己監査とならないようにしております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 継続監査期間

2018年11月期以降の7期間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 浅野 豊 氏

指定有限責任社員・業務執行社員 北村 圭子 氏

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 8名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選定した理由は、監査役会が、同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性と高い監査品質、独立性を有しており、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われていることを確保する体制を備えているものと評価・判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会では、定期的に監査法人との面談を通じて、監査の適切性、妥当性について確認を行っております。

g 会計監査人の異動

当社は、2025年2月26日開催の第17期定時株主総会において会計監査人の選任を決議しており、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

第17期（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日） 有限責任 あずさ監査法人

第18期（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日） 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書（2025年1月21日提出）に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2025年2月26日（第17期定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2018年9月6日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

現監査法人である有限責任 あずさ監査法人は、2025年2月26日開催予定の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、当社の事業規模に適した監査体制と監査費用の妥当性について他の監査法人と比較検討いたしました結果、太陽有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
14,500	-	14,600	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGのメンバーファーム）に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社の事業規模・業種・監査日数等を基に算出された見積り報酬について、その日数及び単価の合理性を勘案したうえで決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、有限責任 あずさ監査法人の監査計画及び会計監査の職務遂行状況、監査時間、監査体制に関する過去実績を検討し、監査の品質も含め総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬額等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は、以下のとおりです。

役員報酬限度額 取締役300,000千円（2020年10月29日開催の臨時株主総会で決議。決議時点の取締役の員数5名）

（年額） 監査役 30,000千円（2019年2月26日開催の定時株主総会で決議。決議時点の監査役の員数2名）

各役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役の基本報酬と賞与については当社の業績・財務状況や各取締役の貢献度、業績目標の達成度等を総合的に判断して取締役会にて個人別の報酬額を決定することとしており、監査役の報酬等は、常勤・非常勤の別や監査業務分担状況等を考慮して監査役で協議のうえ、個人別の報酬額を決定することとしております。なお、業績連動報酬や非金銭報酬はありません。

当事業年度の取締役の報酬等の額は、固定報酬については2024年2月22日開催の取締役会で決議し、賞与については2024年12月15日開催の取締役会で決議しており、上記の方針と整合していることを確認し、当該方針に沿うものと判断しております。

当事業年度の監査役の報酬等の額は、2024年2月22日開催の監査役会で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	93,000	63,000	30,000	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	15,320	15,320	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。
- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。
- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	2	102,725	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	-	-	-	10,000
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格がないことから「含み損益」を記載しておりません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年12月1日から2024年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加する等のほか、公益財団法人財務会計基準機構以外が発行する専門誌の購読や、他の専門的な情報を有する団体が主催するセミナーへの参加、並びに会計監査人との連携等を通じて、積極的な専門知識の蓄積と情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	520,787	888,558
売掛金	141,701	476,871
未収還付法人税等	48,683	-
その他	88,092	36,478
貸倒引当金	-	200
流動資産合計	799,264	1,401,708
固定資産		
有形固定資産		
建物	51,905	51,905
減価償却累計額	3,308	8,281
建物（純額）	48,597	43,624
工具、器具及び備品	17,466	17,866
減価償却累計額	6,141	9,300
工具、器具及び備品（純額）	11,325	8,566
有形固定資産合計	59,922	52,191
無形固定資産		
ソフトウェア	385	163
無形固定資産合計	385	163
投資その他の資産		
投資有価証券	-	102,725
従業員に対する長期貸付金	3,769	702
差入保証金	64,730	64,730
繰延税金資産	95,239	57,765
その他	1,035	182
投資その他の資産合計	164,775	226,105
固定資産合計	225,083	278,459
資産合計	1,024,348	1,680,168

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	9,996
未払金	93,962	270,686
未払費用	30,100	37,480
賞与引当金	5,800	13,547
未払法人税等	2,046	94,491
未払消費税等	-	86,333
その他	4,955	4,318
流動負債合計	136,863	516,853
固定負債		
長期借入金	-	36,672
資産除去債務	22,342	22,460
固定負債合計	22,342	59,132
負債合計	159,206	575,985
純資産の部		
株主資本		
資本金	372,722	372,722
資本剰余金		
資本準備金	280,722	280,722
資本剰余金合計	280,722	280,722
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	465,169	704,245
利益剰余金合計	465,169	704,245
自己株式	253,471	253,507
株主資本合計	865,142	1,104,182
純資産合計	865,142	1,104,182
負債純資産合計	1,024,348	1,680,168

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
売上高	1 826,656	1 1,665,082
売上原価	526,680	704,791
売上総利益	299,975	960,290
販売費及び一般管理費	2 500,550	2 593,281
営業利益又は営業損失()	200,574	367,009
営業外収益		
還付加算金	-	386
受取利息	125	158
補助金収入	1,328	-
その他	110	12
営業外収益合計	1,564	557
営業外費用		
支払利息	13	177
自己株式取得費用	432	0
営業外費用合計	445	178
経常利益又は経常損失()	199,455	367,388
特別損失		
投資有価証券評価損	-	10,000
特別損失合計	-	10,000
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	199,455	357,388
法人税、住民税及び事業税	685	80,838
法人税等調整額	47,384	37,474
法人税等合計	46,699	118,312
当期純利益又は当期純損失()	152,756	239,075

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)		当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	1	355,325	67.5	478,607	67.9
旅費交通費		15,344	2.9	16,456	2.3
案件紹介料		154,360	29.3	203,293	28.8
外注費		1,650	0.3	6,434	0.9
売上原価		526,680	100.0	704,791	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)		当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	
1	人件費の主な内訳は次のとおりであります。	1	人件費の主な内訳は次のとおりであります。
	給与手当 259,017千円		給与手当 278,231千円
	賞与 46,954千円		賞与 133,891千円
	賞与引当金繰入額 3,065千円		賞与引当金繰入額 12,231千円
	法定福利費 46,287千円		法定福利費 54,253千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	372,722	280,722	280,722	617,926	617,926	50	1,271,320	1,271,320
当期変動額								
自己株式の取得						253,421	253,421	253,421
当期純損失()				152,756	152,756		152,756	152,756
当期変動額合計	-	-	-	152,756	152,756	253,421	406,178	406,178
当期末残高	372,722	280,722	280,722	465,169	465,169	253,471	865,142	865,142

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	372,722	280,722	280,722	465,169	465,169	253,471	865,142	865,142
当期変動額								
自己株式の取得						35	35	35
当期純利益				239,075	239,075		239,075	239,075
当期変動額合計	-	-	-	239,075	239,075	35	239,039	239,039
当期末残高	372,722	280,722	280,722	704,245	704,245	253,507	1,104,182	1,104,182

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	199,455	357,388
減価償却費	18,137	8,354
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	200
賞与引当金の増減額(は減少)	2,165	7,747
受取利息	125	158
支払利息	13	177
投資有価証券評価損益(は益)	-	10,000
売上債権の増減額(は増加)	99,793	335,170
未払金の増減額(は減少)	191,936	176,724
未払消費税等の増減額(は減少)	75,401	117,274
その他	29,446	25,604
小計	376,255	368,142
利息の受取額	125	158
利息の支払額	13	237
法人税等の還付額	-	45,631
法人税等の支払額	133,300	2,539
営業活動によるキャッシュ・フロー	509,445	411,155
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	26,426	400
投資有価証券の取得による支出	-	112,725
資産除去債務の履行による支出	10,500	-
差入保証金の差入による支出	46,280	-
差入保証金の回収による収入	-	17,949
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	5,490	5,160
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,716	90,015
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	14,260	3,332
自己株式の取得による支出	253,853	36
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,113	46,631
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	855,275	367,771
現金及び現金同等物の期首残高	1,376,062	520,787
現金及び現金同等物の期末残高	520,787	888,558

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016年11月30日以前に取得した建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるM&Aアドバイザー事業における主要な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりです。

・基本合意報酬

譲渡希望者と買収希望者の間で基本合意（独占交渉権の付与等を含む）がなされ、当社と顧客の間で締結した契約に定める基本合意に関する支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

・成功報酬

譲渡希望者と買収希望者の間で株式譲渡等の最終契約が締結され、当社と顧客の間で締結した契約に定める株式譲渡等に関する支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	95,239	57,765

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積っております。当社は、過去の実績等に基づき、新規受託件数、案件成約率及び平均売上単価等に一定の仮定を置いて将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
役員報酬	77,760千円	78,320千円
給料及び手当	88,623 "	97,070 "
減価償却費	18,137 "	8,354 "
賞与引当金繰入額	1,000 "	- "
販売促進費	15,535 "	78,233 "
地代家賃	55,000 "	66,526 "
おおよその割合		
販売費	10.7%	17.6%
一般管理費	89.3%	82.4%

(表示方法の変更)

前事業年度において主要な費目として表示していなかった「販売促進費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため前事業年度においても主要な費目として表示しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,863,500	-	-	2,863,500

2.自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	35	249,892	-	249,927

(注)自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加92株、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による増加249,800株であります。

3.新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,863,500	-	-	2,863,500

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	249,927	38	-	249,965

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
現金及び預金	520,787千円	888,558千円
現金及び現金同等物	520,787千円	888,558千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格のない投資有価証券であり、発行体の財務状況等の変動リスクに晒されております。差入保証金は、賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、支払期日を1ヶ月以内に設定する等回収の早期化により、リスクを低減しております。また、差入保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務については、各部署からの報告に基づき管理部が月単位で入出金管理表を作成・更新するとともに、十分な手元流動性を維持すること等によりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年11月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	64,730	60,695	4,034
資産 計	64,730	60,695	4,034

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

当事業年度(2024年11月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	64,730	59,768	4,962
資産計	64,730	59,768	4,962
長期借入金 (1年以内返済予定分を含む)	46,668	46,668	-
負債計	46,668	46,668	-

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

3. 市場価格がない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	金額(千円)
非上場株式	102,725

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	520,787	-	-	-
売掛金	141,701	-	-	-
従業員に対する長期貸付金	4,319	3,769	-	-
合計	666,807	3,769	-	-

当事業年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	888,558	-	-	-
売掛金	476,871	-	-	-
従業員に対する長期貸付金	2,226	702	-	-
合計	1,367,656	702	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年11月30日)

区分	1年内 (千円)	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	9,996	9,996	6,684	-

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	60,695	-	60,695
資産計	-	60,695	-	60,695

当事業年度(2024年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	59,768	-	59,768
資産計	-	59,768	-	59,768
長期借入金	-	46,668	-	46,668
負債計	-	46,668	-	46,668

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金はすべて変動金利で借入れを行っており、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年11月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券102,725千円)は、市場価格のない株式等のため、記載していません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

当事業年度において、投資有価証券について減損処理を行い、投資有価証券評価損10,000千円を計上しております。なお、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2020年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 99,180株
付与日	2020年5月29日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年6月1日～2030年5月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2020年10月30日付株式分割(普通株式1株につき30株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2020年5月28日
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	99,180
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	99,180

単価情報

決議年月日	2020年5月28日
権利行使価格(円)	1,589
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 1 . 2020年10月30日付株式分割（普通株式1株につき30株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2 . 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を1,613円から1,589円に調整しております。なお、権利行使価格は(注) 1に記載している株式分割後の価格によっております。

3 . ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないことから、単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法及び類似会社比準法によっております。

4 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 . ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | - 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 該当事項はありません。 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	7,096千円
未払金	13,213 "	35,416 "
資産除去債務	6,832 "	6,868 "
税務上の繰越欠損金(注)	92,173 "	14,995 "
その他	4,869 "	9,070 "
繰延税金資産小計	117,088千円	73,447千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	7,088 "	- "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,832 "	9,987 "
評価性引当額小計	13,920千円	9,987千円
繰延税金資産合計	103,168千円	63,459千円
繰延税金負債		
未収事業税	1,494千円	- 千円
資産除去債務に対応する除去費用	6,433 "	5,694 "
繰延税金負債合計	7,928千円	5,694千円
繰延税金資産純額	95,239千円	57,765千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	92,173	92,173
評価性引当額	-	-	-	-	-	7,088	7,088
繰延税金資産	-	-	-	-	-	85,085	(2)85,085

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	14,995	14,995
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	14,995	(2)14,995

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。	30.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.61%
住民税均等割		0.20%
役員賞与		2.57%
評価性引当額の減少		1.10%
その他		0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.10%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、M & A アドバイザリー事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
基本合意報酬	83,635	65,258
成功報酬	670,710	1,560,130
その他	72,310	39,693
合計	826,656	1,665,082

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載してあります。

当社の取引に関する通常の支払条件は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に支払期日が到来するものであり、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、M & A アドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はM & A アドバイザリー事業及びこれらの付随業務が損益計算書の売上高の全てを占めているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産を有しておりませんので、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社はM & A アドバイザリー事業及びこれらの付随業務が損益計算書の売上高の全てを占めているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産を有しておりませんので、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
M & A 買収先 Z	258,219	M & A アドバイザリー事業

(注) 顧客の名称又は氏名については、当社と顧客との各種契約において秘密保持条項が存在すること、顧客個人のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり純資産額	331.02円	422.49円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失()	55.00円	91.48円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-円	-円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	152,756	239,075
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	152,756	239,075
普通株式の期中平均株式数(株)	2,777,150	2,613,542
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権(株))	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2020年5月28日開催の取締役会決議による第1回 新株予約権 新株予約権の数 3,306個 (普通株式 99,180株)	2020年5月28日開催の取締役会決議による第1回 新株予約権 新株予約権の数 3,306個 (普通株式 99,180株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	865,142	1,104,182
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	865,142	1,104,182
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	2,613,573	2,613,535

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	51,905	-	-	51,905	8,281	4,972	43,624
工具、器具及び備品	17,466	400	-	17,866	9,300	3,158	8,566
有形固定資産計	69,372	400		69,772	17,581	8,131	52,191
無形固定資産							
ソフトウェア				1,926	1,763	222	163
無形固定資産計				1,926	1,763	222	163

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 オフィス設備の取得 400千円

2. 無形固定資産の金額が総資産の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金		9,996	1.5	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)		36,672	1.5	2025年12月～ 2029年7月
合計		46,668		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	9,996	6,684

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	200	-	-	200
賞与引当金	5,800	13,497	4,483	1,266	13,547

(注) 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、支給見込額と実際支給額の差額による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	22,342	118	-	22,460

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	164
預金	
普通預金	888,394
計	888,394
合計	888,558

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
M & A 買収先 Z	284,041
M & A 譲渡先 A A	110,550
M & A 譲渡先 A B	28,049
M & A 譲渡先 A C	23,478
M & A 譲渡先 A D	14,471
その他	16,280
合計	476,871

(注) 相手先の名称又は氏名については、当社と顧客との各種契約において秘密保持条項が存在すること、顧客のプライバシーに大きく関わる事項であること、及び顧客や当社の事業運営への影響が懸念されること、並びに当社の事業特性上、特定の個人や法人との継続的な取引に依存していないことに鑑み、公表を控えております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
141,701	1,839,290	1,504,120	476,871	75.93	61.38

投資有価証券

区分	金額(千円)
株式等	102,725
合計	102,725

未払金

相手先	金額(千円)
従業員賞与	106,474
エス・エス・カンパニー株式会社	52,964
株式会社帝国データバンク	32,427
役員賞与	30,000
社会保険料	9,341
その他	39,478
合計	270,686

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	64,560
未払住民税	6,725
未払事業税	23,205
合計	94,491

未払消費税等

区分	金額(千円)
未払消費税等	86,333
合計	86,333

(3) 【その他】

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	287,886	603,677	833,729	1,665,082
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	35,313	63,023	26,546	357,388
四半期(当期)純利益 (千円)	24,182	42,936	18,081	239,075
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	9.25	16.43	6.92	91.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	9.25	7.18	9.51	84.56

(注) 当社は、第3四半期の四半期報告書は提出しておりませんので、第3四半期決算短信の金額を表示しておりません。なお、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による期中レビューは受けておりません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日までの1年
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年11月30日
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 https://www.ondeck.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日) 2024年2月26日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年2月26日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第17期第1四半期(自 2023年12月1日 至 2024年2月29日) 2024年4月10日近畿財務局長に提出。

事業年度 第17期第2四半期(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日) 2024年7月12日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書
2025年1月21日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年2月26日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年2月27日

株式会社オンデック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 圭子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オンデックの2023年12月1日から2024年11月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンデックの2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

M & A アドバイザリー事業の成功報酬に関する売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社オンデック（以下、「会社」という。）の損益計算書に計上されている売上高1,665,082千円のうち、M & A アドバイザリー事業の成功報酬に関する売上高は、注記事項「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり1,560,130千円であり、売上高の94%を占めている。</p> <p>注記事項「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は、成功報酬について、譲渡希望者と買収希望者の間で株式譲渡等の最終契約が締結され、会社と顧客の間で締結した契約に定める株式譲渡等に関する支援業務が完了した時点で売上高を認識している。</p> <p>この点、成功報酬については、主に以下の理由から、株式譲渡等に関する支援業務が未了であるにもかかわらず、不適切な会計期間に売上計上されるリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成功報酬は株式譲渡等に関する支援業務に伴う対価であり、物理的な在庫の移動を伴わないという特徴を有すること ・M & A アドバイザリー業務は、顧客との契約締結から株式譲渡等が行われるまでの期間が、個々のM & A 案件の進捗度によって異なるという特徴を有すること <p>以上から、当監査法人は、M & A アドバイザリー事業の成功報酬に関する売上高の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社のM & A アドバイザリー事業の成功報酬に関する売上高の期間帰属が適切であるか否かを検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>成功報酬に関する売上高の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部の責任者が、売上高の認識時点と、会社の株式譲渡等に関する支援業務が完了したことに同意したことを示す顧客からの確認書の日付を照合する統制 ・ 管理部の責任者が、売掛金管理資料を確認し、入金遅延が生じている売上案件について、遅延が生じた理由の合理性を検討する統制 <p>(2)適切な期間に成功報酬に関する売上高が計上されているか否かの検討</p> <p>成功報酬に関する売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、予算の達成状況や代金回収状況等を踏まえて例外取引に該当する可能性があるとして抽出した取引について、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上計上日付が、株式譲渡契約書等の日付及び経営会議における売上案件別の進捗管理資料等に照らして、整合しているか否かを検討した。 ・ 会社の株式譲渡等に関する支援業務が完了したことに同意したことを示す顧客からの確認書の日付と売上計上日付を照合した。 ・ 当事業年度末日付で、成功報酬に関する売掛金の残高確認書を当監査法人が直接入手し、帳簿残高と一致しているか否かを照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オンデックの2024年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オンデックが2024年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。